

# 長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成26年6月18日

## 自動配信メールを装いキャンセル手続きに誘導する手口に注意！

### 相談内容

大手ネット通販モールから、「液晶テレビの注文を受付けました。これは注文自動配信メールです。」とメールが届いた。まったく身に覚えがない。メールには「注文に覚えのない方は、必ずキャンセルボタンから入り、手続きをするように」と指示がある。不審だ。

### 消費生活センターからのアドバイス

- 1 大手インターネットモールを装い、メール受信者にあたかも自分が注文したのではと思わせ、キャンセル手続きへと誘導する手口です。  
「24時間以内にキャンセルをしない場合、指定のアドレス及び住所に配送する」などの記載で不安にして、キャンセル手続きを急かそうとします。
- 2 指示通りにキャンセルボタンを押してしまうと、何らかのこちらの情報を相手に伝えてしまう恐れがあります。注文した覚えがない場合は、決して記載された連絡先に電話をしたり、キャンセルボタンを押したりしないようにしましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を  
長崎県消費生活センター 095-824-0999  
[相談受付時間]平日(月~金曜日)...午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費者センター  
(095-829-1234)  
佐世保市消費生活センター  
(0956-22-2591)  
島原市消費生活センター  
(0957-62-9100)  
諫早市消費生活センター  
(0957-22-3113)  
大村市消費生活センター  
(0957-52-9999)  
平戸市消費生活センター  
(0950-22-4111)

松浦市消費生活センター  
(0956-72-1861)  
対馬市消費生活相談所  
(0920-52-8322)  
五島市消費生活センター  
(0959-72-6144)  
西海市消費生活センター  
(0957-37-0145)  
雲仙市消費生活センター  
(0957-38-7830)  
南島原市消費生活センター  
(0957-82-3010)

他各市町相談窓口